

別紙

諮問第1697号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「タイトル『経済安全保障 狙われる日本の技術』の警視庁のウェブサイトページの公開または更新にかかるりん議（「りん議」には何らかの者または職による承認がなければルール上行えない事柄について、その者の承認を得ようとするを含む。）の結果を示すものを含むもの」（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年7月11日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年3月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月17日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月25日（第223回第三部会）及び同年10月28日（第224回第三部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

に判断する。

#### ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、主務課と総務部広報課における事前協議の内容が記載された「警視庁ホームページ掲載に関して」（令和〇年〇月〇日）と題する文書及び掲載に関する入力資料（以下、併せて「本件対象公文書1」という。）並びに主務課長がホームページに掲載又は変更すべき内容について、総務部広報課長（以下「広報課長」という。）に依頼するために作成した「ホームページ利用申込書」（令和〇年〇月〇日付けのもの及び令和〇年〇月〇日付けのもの）及び掲載に関する入力資料（以下、併せて「本件対象公文書2」という。）を特定し、警察職員の氏名、印影及びサイン（以下、併せて「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号及び同条4号に、警察電話の内線番号（以下「本件非開示情報2」という。）は同条6号にそれぞれ該当するとして、これらの情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

#### イ 本件対象公文書について

実施機関は、警視庁ホームページ運用要綱（平成19年4月13日通達甲（総. 広. 広1）第3号）第6の1において、所属長は、警視庁ホームページ（以下「ホームページ」という。）に警察活動に関する情報等を掲載しようとする場合には、入力資料を作成の上、別記様式第1号の「ホームページ利用申込書」により、広報課長に掲載を依頼し、広報課長は、掲載依頼を受けた場合には、入力資料の内容を検討し、必要により修正等をした上で、ホームページに掲載するものとする旨定めていると説明する。

また、同要綱第6の2において、所属長は、ホームページに掲載している情報（以下「掲載情報」という。）を削除又は変更しようとする場合には、必要に応じて入力資料を作成の上、速やかに「ホームページ利用申込書」により広報課長に依頼し、広報課長は、削除又は変更の依頼を受けた場合は、掲載情報又は入力資料の内容を検討した上で、削除し、又は必要により修正等をして変更するものとする旨定めていると説明する。

審査会が本件対象公文書1及び2を見分したところ、本件非開示情報1のうち、警察職員の氏名は、本件対象公文書2のホームページ利用申込書の「担当者」欄の

「氏名」の部分に記載され、警察職員の印影及びサインは、本件対象公文書1及び2の決裁欄にそれぞれ押印又は署名されていることが確認された。

また、本件非開示情報2については、本件対象公文書1及び2の掲載に関する入力資料の「お問合せ」欄の「内線」の部分、本件対象公文書2のホームページ利用申込書の「担当者」欄の「警電」の部分に記載されていることが確認された。

#### ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査請求人は、別件開示請求において、東京都の職員の氏名、印影及び内線番号が開示されていることから、本件非開示情報についても開示されるべきである旨主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の氏名、印影及びサインであり、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。次に同号ただし書の該当性について検討すると、東京都職員名簿に掲載されている東京都の職員の氏名については、慣行として公にされている情報であり、同号ただし書イに該当するが、実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているものの、その他の非管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1は、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例7条2号に該当し、同条4号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査請求人は内線番号について前記ウのとおり主張するが、本件非開示情報2は、一般に公にしていない警察電話の内線番号であり、これを公にすると、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、通常の事務に必要な指示・連絡のほか、突発的重要事件、緊急事態等に対応するための警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ